

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和3年4月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防訪問入浴介護費
 - 2 介護予防訪問看護費
 - 3 介護予防訪問リハビリテーション費
 - 4 介護予防居宅療養管理指導費
 - 5 介護予防通所リハビリテーション費
 - 6 介護予防短期入所生活介護費
 - 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
 - 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 9 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
 - 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 852単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者 の利用者50人以上にサー ビスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算		(1月につき +200単位)					
ハ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)					

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

： 「介護職員処遇改善加算」及び「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

[脚注]
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇〇単位
-〇〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇〇単位
×〇〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇〇/100
+〇〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合 -5単位
	(2) 30分未満 (450単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (283単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合 -5単位
	(2) 30分未満 (381単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)												
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)													
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)													
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)													
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)												

：「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき +200単位	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 -50単位	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 -5単位
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)									
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)								

：「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注						
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (514単位)								
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)								
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)								
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合 管理料又は特定施設 入居時等医学総合 管理料を算定する 場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (298単位)								
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286単位)								
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)								
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+15/100	+10/100	+5/100						
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)									
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)									
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (565単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の 利用者又は居住系施設入居者等に対し て、当該薬剤の使用に必要な薬学的 管理指導を行った場合 +100単位							
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (415単位)								
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)								
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (517単位)								
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位)								
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)								
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)								
		ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回を限度)				(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
							(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
							(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (524単位)									
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466単位)									
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)									
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)									
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)									
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)									

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注				
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	生活行為向上リハビリテーション実施加算 利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合			
		(2,053単位)									-376単位	-20単位	
	要支援2	(3,999単位)									-752単位	-40単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1									(2,053単位)	-376単位	-20単位
		要支援2									(3,999単位)	-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1									(2,053単位)	-376単位	-20単位
要支援2		(3,999単位)	-752単位	-40単位									
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)													
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)													
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)													
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))												
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))												
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)												
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)												
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)											
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)											
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)											
(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)												
	事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)												
リ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)													
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 88単位を加算)											
		要支援2 (1月につき 176単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)											
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)											
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)											
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)											
ヌロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)											

：「事業所と同一建物の利用者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。

※ 「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防通所リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (474) 単位 要支援2 (588) 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +13単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (446) 単位 要支援2 (555) 単位											
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット個室>	要支援1 (555) 単位 要支援2 (674) 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1日につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		(二) 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット個室の多床室>	要支援1 (555) 単位 要支援2 (674) 単位											
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット個室>	要支援1 (523) 単位 要支援2 (648) 単位											
		(二) 経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット個室の多床室>	要支援1 (523) 単位 要支援2 (648) 単位											
ハ 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))														
ニ 認知症専門ケア加算														
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)														
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)														
ホ サービス提供体制強化加算														
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)														
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)														
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
ヘ 介護職員処遇改善加算														
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)				注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計										
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)														
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)														
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)														
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)														
ト 介護職員等特定処遇改善加算														
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)				注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計										
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)														

：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注			注	注	注	注	注	注		注
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の員数 が基準を満たさ ない場合	常勤のユニット リーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制 が未整備である 場合	夜勤職員配置 加算	個別ハビリテー ション実施加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅱ)	利用者に対して 送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【基本型】	要支援1 (577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +184単位	
			要支援2 (721 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 (619 単位)										
			要支援2 (762 単位)										
	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iii) <多床室>【基本型】	要支援1 (610 単位)											
		要支援2 (768 単位)											
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 (658 単位)											
		要支援2 (817 単位)											
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (581 単位)										
			要支援2 (725 単位)										
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)											
		要支援2 (778 単位)											
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (581 単位)										
			要支援2 (725 単位)										
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)											
		要支援2 (778 単位)											
(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (564 単位)											
		要支援2 (706 単位)											
b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (598 単位)												
	要支援2 (752 単位)												
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 (621 単位)										
			要支援2 (782 単位)										
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 (666 単位)										
			要支援2 (828 単位)										
	c 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 (621 単位)											
		要支援2 (782 単位)											
	d 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 (666 単位)											
		要支援2 (828 単位)											
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
			要支援2 (810 単位)										
	b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (649 単位)											
		要支援2 (810 単位)											
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
			要支援2 (810 単位)										
	b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (649 単位)											
		要支援2 (810 単位)											
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (608 単位)											
		要支援2 (764 単位)											
b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (608 単位)												
	要支援2 (764 単位)												

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
(3) 総合医学管理加算 (利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)	
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)

注
所定単位は、(1)から(2)までにより算定した単位数の合計

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	注 利用者の数及 び入院患者の 数の合計が 入院患者の定 員を超える場 合	注 看護-介護職 員の員数が基 準に満たない 場合 又は 又は	注 看護師が基準 に定められた 看護職員の数 に20/100を 乗じて得た数 未満の場合 又は	注 僻地の医師補 償計画を算出 した上で、医師 の数が基準に 定められた医 師の員数に 50/100を乗 じて得た数未 満である場合 又は	注 僻地の医師補 償計画を算出 した上で、医師 の数が基準に 定められた医 師の員数に 50/100を乗 じて得た数未 満である場合 又は	注 常勤のユニッ トリーダーを ユニット毎に 配置してない 等ユニット ケアにおける 医師の数が未 整備である場 合	注 廊下幅が設備 基準を満たさ ない場合	注 医師の配置に ついて医療法 施行規則第4 9条の規定が 適用されてい る場合	注 夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による 加算	注 認知症行動・ 心理状況緊急 対応加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算	注 利用者に対し て返迎を行う 場合	
(1) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費 (1日につき)	(一) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(I)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (538 単位)	-25単位	×70/100					病院療養病 床療養環境 減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等 看護(I) +23単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (672 単位)														
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (564 単位)													
		要支援2 (701 単位)														
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (554 単位)													
		要支援2 (691 単位)														
	d 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(iv) <多床室>	要支援1 (593 単位)														
	要支援2 (751 単位)															
	e 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (628 単位)														
	要支援2 (784 単位)															
	f 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (614 単位)														
	要支援2 (772 単位)															
	(二) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(II)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (504 単位)													
		要支援2 (631 単位)														
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ii) <療養機能強化型> <従来型個室>	要支援1 (519 単位)													
		要支援2 (647 単位)														
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(iii) <多床室>	要支援1 (563 単位)													
		要支援2 (712 単位)														
	d 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(iv) <療養機能強化型> <多床室>	要支援1 (581 単位)														
	要支援2 (730 単位)															
	(三) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(III)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (487 単位)													
		要支援2 (608 単位)														
	b 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ii) <多床室>	要支援1 (547 単位)														
	要支援2 (690 単位)															
(2) 病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) 病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費(I)	a 病院療養病床経過型介護予防防 短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (549 単位)													
		要支援2 (681 単位)														
	b 病院療養病床経過型介護予防防 短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (603 単位)														
	要支援2 (761 単位)															
	(二) 病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費(II)	a 病院療養病床経過型介護予防防 短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (549 単位)													
		要支援2 (681 単位)														
b 病院療養病床経過型介護予防防 短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (603 単位)															
要支援2 (761 単位)																
(3) ユニット型 病院療養病床 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (619 単位)														
		要支援2 (779 単位)														
	(二) ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (649 単位)														
		要支援2 (809 単位)														
	(三) ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (639 単位)														
		要支援2 (799 単位)														
	(四) 経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (619 単位)														
		要支援2 (779 単位)														
(五) 経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (649 単位)															
	要支援2 (809 単位)															
(六) 経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (639 単位)															
	要支援2 (799 単位)															
(4) ユニット型 病院療養病床 経過型介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (619 単位)														
		要支援2 (779 単位)														
(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (619 単位)															
	要支援2 (779 単位)															
(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																
(6) 認知症 専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)															
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)															
(7) 特定診療費																
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)															
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)															
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計													
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)															
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)															
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)															
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)															
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計													
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)															

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合								
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (519 単位) 要支援2 (652 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位								
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (547 単位) 要支援2 (679 単位)															
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (538 単位) 要支援2 (670 単位)															
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 (577 単位) 要支援2 (731 単位)															
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (610 単位) 要支援2 (764 単位)															
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (599 単位) 要支援2 (753 単位)															
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II) 看護・介護 <3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (461 単位) 要支援2 (576 単位)															
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (526 単位) 要支援2 (664 単位)															
		(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>									要支援1 (603 単位) 要支援2 (759 単位)	×97/100						
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>									要支援1 (630 単位) 要支援2 (787 単位)							
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>									要支援1 (621 単位) 要支援2 (777 単位)							
		(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室的多床室>									要支援1 (603 単位) 要支援2 (759 単位)							
(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 (630 単位) 要支援2 (787 単位)																
(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 (621 単位) 要支援2 (777 単位)																
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																		
(4) 認知症専門ケア加算																		
(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)																		
(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)																		
(5) 特定診療費																		
(6) サービス提供体制強化加算																		
(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)																		
(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)																		
(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)																		
(7) 介護職員処遇改善加算																		
(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計														
(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)																		
(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)																		
(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)																		
(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)																		
(8) 介護職員等特定処遇改善加算																		
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計														
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)																		

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注				
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合				
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (831 単位)	又は	又は	又は	又は	又は	又は				
			要支援2 (997 単位)	×70/100							×90/100	×90/100		
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (941 単位)											
			要支援2 (1,099 単位)											
		一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>										a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (767 単位)
													要支援2 (941 単位)	
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 (826 単位)											
			要支援2 (1,021 単位)											
	一般病院	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (745 単位)										
			要支援2 (912 単位)											
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (804 単位)											
			要支援2 (994 単位)											
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (732 単位)										
			要支援2 (896 単位)											
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (791 単位)											
要支援2 (977 単位)														
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型		要支援1 (671 単位)												
要支援2 (835 単位)														
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (577 単位)	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100								
		要支援2 (742 単位)												
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (637 単位)												
		要支援2 (822 単位)												
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (961 単位)	×97/100									
			要支援2 (1,120 単位)											
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (961 単位)											
			要支援2 (1,120 単位)											
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (851 単位)										
			要支援2 (1,048 単位)											
b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (851 単位)													
	要支援2 (1,048 単位)													

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注														
基本部分			活動を行う職員 の勤務条件 を満たさない 場合	利用者の数及び 入所者の数 の合計が 所定の定員 を超える 場合	医師、薬剤師、 看護師、 介護職員 の数が基準 に満たない 場合	看護職員が 基準に定められた 看護職員の員 数に20/100 を算じて得た 数未満の場合	専勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットケアに おける体制が 未整備である 場合	療養環境の基 準(表下)を満 たさない場合	療養環境の基 準(表下)を満 たさない場合	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による 加算	認知症行動 心理状態緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合											
(1) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (I)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (590 単位)	-25単位	×70/10 0	×70/10 0	×90/10 0																	
			要支援2 (726 単位)																					
		b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (652 単位)																					
			要支援2 (810 単位)																					
	(二) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (II)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (679 単位)																					
			要支援2 (716 単位)																					
		b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (640 単位)																					
			要支援2 (798 単位)																					
	(三) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (III)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (663 単位)																					
			要支援2 (700 単位)																					
		b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (623 単位)																					
			要支援2 (781 単位)																					
(2) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (I)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (562 単位)	-25単位	×70/10 0	×70/10 0	×90/10 0																	
			要支援2 (688 単位)																					
		b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (624 単位)																					
			要支援2 (771 単位)																					
	(二) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (II)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (546 単位)																					
			要支援2 (671 単位)																					
		b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (608 単位)																					
			要支援2 (755 単位)																					
	(三) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (III)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (535 単位)																					
			要支援2 (660 単位)																					
		b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (597 単位)																					
			要支援2 (744 単位)																					
(3) 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) I型特別 介護医療院 介護予防短 期入所療 養介護費 (I)	a I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (536 単位)	-25単位	×70/10 0	×70/10 0	×90/10 0			夜間勤務等 看護(Ⅰ) +23単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	片道につき +134単位											
			要支援2 (665 単位)																					
		b I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (593 単位)																					
			要支援2 (743 単位)																					
	(二) II型特別 介護医療院 介護予防短 期入所療 養介護費 (II)	a II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (510 単位)																					
			要支援2 (629 単位)																					
		b II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (569 単位)																					
			要支援2 (709 単位)																					
	(4) ユニット型 I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型 I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (I)	a ユニット型I型介護医療院介護予防・ 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>											要支援1 (673 単位)	-25単位	×70/10 0	×70/10 0	×90/10 0			夜間勤務等 看護(Ⅱ) +14単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	片道につき +134単位
														要支援2 (834 単位)										
			b 経過的ユニット型I型介護医療院介護予 防・ 短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>											要支援1 (673 単位)										
														要支援2 (834 単位)										
(二) ユニット型 I型介護 医療院介護予 防		a ユニット型I型介護医療院介護予防・ 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (663 単位)																					
			要支援2 (824 単位)																					
		b 経過的ユニット型I型介護医療院介護予 防・ 短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (663 単位)																					
			要支援2 (824 単位)																					
(5) ユニット型 II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)		(一) ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (688 単位)																					
			要支援2 (838 単位)																					
		(二) 経過的ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (688 単位)																					
			要支援2 (838 単位)																					
(6) ユニット型 特別介護 医療院介護予 防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型 I型特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費	a ユニット型I型特別介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (630 単位)	-25単位	×70/10 0	×70/10 0	×90/10 0			夜間勤務等 看護(Ⅲ) +14単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	片道につき +134単位											
			要支援2 (782 単位)																					
		b 経過的ユニット型I型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (630 単位)																					
			要支援2 (782 単位)																					
	(二) ユニット型 II型特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費	a ユニット型II型特別介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (656 単位)																					
			要支援2 (797 単位)																					
		b 経過的ユニット型II型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (656 単位)																					
			要支援2 (797 単位)																					
	(7) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																							
	(8) 緊急時施設診療費 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)																							
	(9) 認知症専門ケア加算 (1) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																							
	(10) 特別診療費 (※2)																							
(11) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 2.2単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 1.8単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																								
(12) 介護職員処遇改善加算 (1) (1月につき +所定単位×26/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)																								
(13) 介護職員等特定処遇改善加算 (1) (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)																								

「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(6)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	介護職員の員数 が基準を満たさ ない場合	身体拘束廃止未 実施減算	生活機能向上運 動加算(Ⅰ) 1月につき +100単位 (3月に1回を 限度)	生活機能向上運 動加算(Ⅱ) 1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	個別機能訓練 加算(Ⅰ) 1日につき +12単位	個別機能訓練 加算(Ⅱ) 1月につき +20単位	若年性認知症入 居者受入加算	医療機関連携加 算	口腔衛生管理体 制加算	口腔・栄養スク リーニング加算	社会的介護推進 体制加算	障害者等支援加 算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが 行われる場合
要支援1 (182 単位)	×70/100	×70/100	-18単位	1月につき +100単位 (3月に1回を 限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +20単位 (6月に1回を 限度)	1月につき +40単位	1日につき +20単位	
要支援2 (311 単位)			-31単位											
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 56 単位)		×70/100											1日につき +20単位	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問介護 <ul style="list-style-type: none"> ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,057単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,115単位 ・1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る。) 3,355単位 ・指定通所介護 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1 1,504単位 ・要支援2 3,084単位 ・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能 向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準 を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 「総合事業(「指定第一号訪問事業」)によるもの」がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、 「総合事業(「指定第一号通所事業」)によるもの」がある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)													
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)													
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)													
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
ホ 介護職員 処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)													
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)													
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)													
ヘ 介護職員等 特定処遇 改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計												
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)													

※ 限度額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、ロ及び委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合のうち指定訪問介護及び指定通所介護について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
特別地域介護予防福祉用具貸与 加算	中山間地域等における小規模 事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサ ービス提供加算	
介護予防福祉用具貸与費 (現在指定介護予防福祉用具貸与に要 した費用の額を当該事業所の所在地に 適用される1単位の単価で除して得た単 位数)	重い 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在 地に適用される1単位の単価で除し て得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当 する額を事業所の所在地に適用され る1単位の単価で除して得た単位数を 加算 (個々の用具ごとに貸与費の 2/3を限度)

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目
※ 要支援1又は要支援2の者については、重い、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 委託連携加算	(1月につき +300単位)

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。